

本年度は近畿税理士会姫路支部に於いて租税教育推進委員会副委員長として役員に、近畿青年税理士連盟に於いて税制対策委員会委員長に就任致しました。

姫路支部の租税教育推進委員会では市内の中学生以上を対象に税金に関する知識を普及する事を目的に活動をしています。税制対策委員会では税制改正に関する会員の意見を取りまとめ、要望書を作成して近畿税理士会に提出する作業を行っています。

何かご意見等がございましたら、皆様どうぞお気軽にお寄せ下さい。



### <税務/会計トピックス>

## 消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について

平成16年4月から消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合には、消費税相当額を含んだ支払総額の表示を義務付ける「総額表示方式」が実施されています。

ただし、令和3年3月31日までは「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（例えば税抜価格を表示し、表示価格が税抜価格である事を明瞭に表示するなど）」を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

上記を踏まえ、軽減税率が実施された場合は下記の様な表示になると考えられます。

#### ・テイクアウト等と店内飲食両方の税込価格を表示

ハンバーガー 330円 (324円)      オレンジジュース 165円 (162円)

※ ( )の金額はテイクアウトの場合の金額です。

#### ・どちらか片方のみの税込価格を表示

ハンバーガー 330円      オレンジジュース 165円

※ テイクアウトの場合は消費税率が異なるため別価格となります。

#### ・テイクアウト等と店内飲食両方の税抜価格と消費税額を表示

ハンバーガー 300円 (消費税額 店内飲食 30円/テイクアウト 24円)

オレンジジュース 150円 (消費税額 店内飲食 15円/テイクアウト 12円)

#### ・どちらか片方のみの税抜価格と消費税額を表示

ハンバーガー 300円+30円      オレンジジュース 150円+15円

※ テイクアウトの場合は消費税率が異なるため消費税額が異なります。

#### ・税抜価格のみを表示

ハンバーガー 300円 (税抜)      オレンジジュース 150円 (税抜)

※ 店内飲食とテイクアウトでは、税率が異なりますので消費税額が異なります。



いくつかの表示方法が考えられ具体的な支払金額が分かりづらくなると思われますのでご注意ください。

<相続・贈与税のお話し>

## 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

受贈者（贈与を受けた人）の所得要件設定や使途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行った上で期限が2年延長されました。

### ●受贈者の所得要件について

贈与があった年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用されないこととなりました。

### ●教育資金の範囲について

23歳以上の者の教育資金の範囲について、

- ① 学校等に支払われる費用      ② 学校等に関連する費用（留学渡航費等）
- ③ 学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限定することとされました。

### ●残高に対する贈与税の課税について

30歳到達時において、現に学校等に在学している又は教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても贈与税が課税されないこととなりました。その後、上記に該当する期間がなかった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税を課税されることとなります。（ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税が課税されます。）

### ●贈与者死亡時の残高について

贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとされました。



- ① 23歳未満である場合      ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

教育資金の一括贈与非課税制度について興味のある方はお気軽にご相談下さい。

## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所  
〒670-0053  
兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13  
TEL : 079-229-9041  
Fax : 079-229-9049  
E-Mail : info@hamadakaikei.jp  
URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

